



## 命 令 書

堺市美原区真福寺240番地

申立人 全国一般大阪地方労働組合サンブラザ労働組合  
代表者 執行委員長 上 西 順 一

大阪府羽曳野市誉田三丁目3番15号

被申立人 株式会社サンブラザ  
代表者 代表取締役 山 口 力

上記当事者間の平成28年(不)第12号事件について、当委員会は、平成29年11月8日及び同月22日の公益委員会議において、会長公益委員播磨政明、公益委員井上英昭、同海崎雅子、同清水勝弘、同辻田博子、同橋本紀子、同松本岳、同三阪佳弘、同水鳥能伸、同宮崎裕二及び同和久井理子が合議を行った結果、次のとおり命令する。

### 主 文

- 1 被申立人は、パートタイマーとの雇用契約の締結及び更新に当たり、労働組合への加入の意向を質問したり、その旨の記載のある雇用契約書を使用したりしてはならない。
- 2 被申立人は、UAゼンセンサンブラザユニオンの組合員となることを認めるかとの質問の回答として「はい」に○を付した雇用契約書が作成されたことを理由に、パートタイマーの賃金から組合費のチェック・オフをしてはならず、既に、このことを理由にチェック・オフした組合費相当額を各パートタイマーに支払わなければならない。
- 3 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交するとともに、縦2メートル×横1メートル大の白色板に下記の文書と同文を明瞭に記載して、堺市美原区真福寺240番地の被申立人の本部建物の正面玄関付近の従業員の見やすい場所に2週間掲示しなければならない。

記

年 月 日

全国一般大阪地方労働組合サンブラザ労働組合  
執行委員長 上 西 順 一 様

株式会社サンブラザ

代表取締役 山 口 力

当社が行った下記の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

#### 記

- (1) 平成27年3月のパートタイマーの雇用契約の締結・更新に当たり、「労働協約に基づき、原則としてサンブラザユニオンの組合員となること」との記載のある雇用契約書を使用したこと。
  - (2) 平成27年3月のパートタイマーの雇用契約の締結・更新に当たり、UAゼンセンサンブラザユニオンへの加入を勧奨又は強要したこと。
  - (3) 平成27年3月のパートタイマーの雇用契約の締結・更新において、UAゼンセンサンブラザユニオンの組合員となることを認めるかとの質問の回答として「はい」に○を付した雇用契約書を作成した者について、UAゼンセンサンブラザユニオンの組合費をチェック・オフしたこと。
- 4 申立人のその他の申立てを却下する。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求する救済内容の要旨

- 1 雇用契約締結及び更新に際して、組合からの脱退又は別組合への加入を勧奨・強要することの禁止
- 2 雇用契約書の「別組合の組合員となることを認めますか」との質問に「はい」を選択した従業員について、別組合に加入していないものとして扱い、チェック・オフを中止するとともに、これまでチェック・オフをした組合費を返還すること
- 3 雇用契約締結及び更新に際して、従業員に別組合への加入を求めたり、別組合への加入についての質問をすること及びその旨の記載のある雇用契約書の使用の禁止
- 4 陳謝文の手交及び掲示

##### 第2 事案の概要

###### 1 申立ての概要

被申立人では、各店舗で働くパートタイマーの雇用契約書は原則として各店舗の店長との間で締結されているところ、被申立人は、その契約書の様式に別組合への加入についての質問等を追加した。

本件は、このような状況下で、①被申立人が、パートタイマーとの雇用契約にこの雇用契約書を使用したこと、②各店長らが、パートタイマーとの雇用契約に当たり、別組合への加入を勧奨又は強要したこと、③被申立人が、この雇用契約書において別